

**広島地方最低賃金審議会**  
**第2回 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛鉄製造業**  
**その他の鉄鋼業最低賃金専門部会**  
**議事要旨**

開催日時	令和4年10月11日（火）13時51分～15時30分		
開始場所	広島合同庁舎2号館6階 7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3 人 出席 3 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 広島県製鉄業等最低賃金の改正決定について 2 その他		
<b>議 事 要 旨</b>			
<p>1 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛鉄製造業その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について</p> <p>事務局から、前回の専門部会の審議経過と現時点での他府県における同種の特定最低賃金の結審状況について説明を行ったのち、部会長は労働者代表委員及び使用者代表委員それぞれに対して最低賃金の改正金額の提示を求めた。</p> <p>労働者代表委員は、「前回の専門部会にて提示した金額であるプラス 38 円を提示します」として金額提示した。</p> <p>それに対して、使用者代表委員は、「依然として状況が厳しいことには変わらないが、連合・経団連の賃金引上率を参考として、プラス 19 円を提示する」として金額提示した。</p> <p>審議を続けた結果、労働者代表委員は、他府県同業種の特定最低賃金の結審状況や県内他産業の特定最低賃金の審議状況も考慮の上、提示額をプラス 38 円からプラス 33 円に変更したが、使用者代表委員の提示額に変更はなかった。</p> <p>双方の意見の隔たりが大きく結審は難しい状況であることから、審議を次回に持ち越すこととなった。</p> <p>2 その他</p> <p>今後の審議会の日程調整が行われた。</p> <p>第3回 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金専門部会          日 時 10月25日（火）14時00分～          会 場 合同庁舎2号館7階5号会議室          主な議題 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について</p>			